



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 979 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 980 " (")
- 981 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 982 " (")
- 983 " (")
- 984 " (")
- 985 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 986 大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要 (")
- 987 保安林予定森林 (森林整備課)
- 988 土地収用法に基づく事業の認定 (事業進行課)
- 989 河川敷地の公用廃止 (河川課)
- 990 道路の位置の指定 (都市政策課)
- *991 昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正 (出納室)

○ 正誤

平成17年6月7日付け和歌山県報第1663号和歌山県告示第944号中

告 示

和歌山県告示第979号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年7月26日まで縦覧に供する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年5月26日
- 2 名称
特定非営利活動法人ヒューマンライツ田辺
- 3 代表者の氏名
中井忠広

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県田辺市天神崎1番2号

- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域社会の活性化と自然環境の保全に貢献するとともに、地域住民によるふれあいネットワークを構築し、子どもから高齢者まで夢と希望に感動する心豊かな生きがいつくりにために、欠く事の出来ない事業を展開し、やすらぎと潤いのあるすこやか社会の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第980号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年7月27日まで縦覧に供する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年5月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人助けあいセンターみかん
- 3 代表者の氏名
池田保夫

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市千穂3丁目4番24号

- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、子供達等のケアが必要な方々を対象に支援を行い、対等な関係を保ちつつ共に歩み、誰もが安心して暮らせる社会を共に作っていく為には、地域住民の相互扶助の精神が不可欠と考え、地域住民が自主的に参加できる相互扶助活動の拠点となり、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第981号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年6月15日から平成17年8月13日までの間の60日間、貸金業の業務(弁

済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年6月10日に命じたので、同法第41条の規定に

より公告する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

番号	商号又は名称	氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
1	かねます商事	島倉弘一郎	田辺市新万4番9号	和歌山県知事(7)第00578号	平成14年12月10日
2	月商事	下井禎造	和歌山市松江北6丁目9番29号	和歌山県知事(6)第00734号	平成14年11月8日
3	丸由商事	濱野由行	和歌山市市小路97番地 幸福荘11号	和歌山県知事(5)第00894号	平成14年12月12日
4	紀南商事	南吉乗	和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B	和歌山県知事(5)第00897号	平成14年12月13日
5	紀伊企画	峰山茂	東牟婁郡古座川町鶴川19番地	和歌山県知事(5)第00924号	平成15年7月10日
6	日高商事	堀口諦	日高郡みなべ町晩稲344番地	和歌山県知事(5)第01005号	平成16年12月9日
7	山庄商事	山本庄司	日高郡みなべ町清川3725番地の1	和歌山県知事(3)第01144号	平成14年12月20日
8		山田博	和歌山市六十谷438番地	和歌山県知事(3)第01157号	平成15年4月22日
9		池村秀春	日高郡日高町高家1181番地の5	和歌山県知事(3)第01167号	平成15年6月27日
10		鈴木義夫	伊都郡高野町口伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16年3月12日
11	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16年3月12日
12		福田博己	和歌山市向33番地の1 センチュリーコート紀ノ川115号	和歌山県知事(2)第01247号	平成14年9月3日
13		木村博	東牟婁郡串本町鬮野川1277-1	和歌山県知事(1)第01343号	平成14年10月29日
14	フィールド	藤崎昇	和歌山市市小路102 第2美恵荘6号	和歌山県知事(1)第01373号	平成15年10月9日
15		井田英一	橋本市岸上443番地	和歌山県知事(1)第01375号	平成15年10月16日

和歌山県告示第982号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年6月15日から平成17年7月7日までの間の23日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年6月10日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 松千商事
- 2 氏名 千原恒美
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B
- 4 登録番号 和歌山県知事(5)第00874号
- 5 登録年月日 平成14年7月7日

和歌山県告示第983号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年6月15日から平成17年6月21日までの間の7日間、貸金業の業務(弁

済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年6月10日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 マネーションョップ滝ノ平
- 2 氏名 西垣内君代
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 那賀郡桃山町神田536番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(4)第01030号
- 5 登録年月日 平成14年6月21日

和歌山県告示第984号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年6月15日から平成17年9月12日までの間の90日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年6月10日に命じたので、同法第41条の規定

により公告する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 平成商事
- 2 氏名 城昭典
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 西牟婁郡白浜町才野737番地の1
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01340号
- 5 登録年月日 平成14年9月30日

和歌山県告示第985号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグキリン御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部字東新田1053-1、1054-1、1055
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
日高振興局県民行政部地域行政課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市藪350)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成17年6月21日から平成17年7月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第986号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ホームセンターコーナン箕島店
和歌山県有田市箕島字北廣瀬101番1他
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

有田振興局県民行政部地域行政課(和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1)

有田市産業経済部商工観光課(和歌山県有田市箕島50)

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成17年6月21日から平成17年7月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第987号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町富田字上ミノ谷南側1654、1654の1、字角之亟谷1677の1、1677の3、1678の1、1678の3、1679の1、1679の3から1679の5まで、1680、1681、字大高瀬1703の1、1704、1717の1、1717の4、1717の5(次の図に示す部分に限る。)、十九淵字谷奥1112の7、1116の6、1116の9、1116の13、1116の15(次の図に示す部分に限る。)、1117の1、1117の4、字近塔1118の1・1118の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1)立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第988号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 起業者の名称 日高川町
- 2 事業の種類 三百瀬地区農業集落排水事業処理場建設工

事及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 取用の部分 和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬字尻ノ瀬地内

(2) 使用の部分 和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬字尻ノ瀬地内

4 事業の認定をした理由

平成17年4月28日に川辺町より申請のあった三百瀬地区農業集落排水事業処理場建設工事及びこれに伴う附帯工事(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、三百瀬地区農業集落排水事業処理場建設工事(以下「本体工事」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置するその他直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。また、本体工事と併せて施工される処理場敷地内の排水路を付け替える附帯工事は、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

よって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業については、川辺町農業集落排水事業特別会計により、財源措置が講じられており、市町村合併後の日高川町においても予算化される見込みであるので、起業者は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益については、農業用水の水質保全、農業集落の環境整備及び農家の生活改善を図り、併せて公共用水域の水質改善について相当の寄与が見込まれることから、得られる公共の利益は大きいと考えられる。

なお、本件事業計画は、事業に必要な面積が確保できること、アクセス面及び環境面等を配慮の上選定した3案により比較検討した結果、社会的条件及び経済的条件等の諸条件を満たすものとして決定したものである。

イ 他方、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象の事業となっていないが、本件事業の施行により失われる利益として、生活環境、自然環境及び埋蔵文化財への影響が考えられる。しかしながら、起業地周辺は民家等が密集しておらず、建設される処理場においては防音壁、活性炭等の騒音及び悪臭を抑制する対策をとること並びに工事実施にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械を

使用すること等の騒音及び振動を抑制する対策をとることから、生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。また、起業地及びその周辺において天然記念物、絶滅危惧種等の貴重種に類する動植物等の生息は確認されていないこと、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定を受けた区域が存在しないことから、自然環境及び埋蔵文化財に対する影響は軽微であると考えられる。以上により、失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 本件事業計画に係る起業地は、農林水産省構造改善局建設部整備課監修の農業集落排水施設設計指針等に基づく施設規模としていることなど、必要最小限の範囲であると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。さらに、ウのとおり、起業地の範囲は本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、社会経済の進展に伴う生活様式の高度化により、集落内水路及び農業用排水路の水質汚濁が進行し、農産物の生育障害、悪臭、病害虫の発生等集落内外での環境悪化が進む中で、農業用水の水質保全、農業生活環境及び農業生産環境の改善、併せて公共用水域の水質改善を図るため、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用及び使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。従って、本件事業は、土地収用法第20条第3号に規定する事業計画が土地の適正かつ合理的な利益に寄与するものであることを始めとする同条に掲げる各要件を充足してものと判断すべきである。以上により、日高川町起業に係る三百瀬地区農業集落排水事業処理場建設工事及びこれに伴う附帯工事について、法20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所 日高川町役場 上下水道課

和歌山県告示第989号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭

和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 河川の名称 一級河川前川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成17年6月21日
- 3 廃川敷地の位置 那賀郡桃山町大字調月字北嶋2822番2地
先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 1,312.88㎡

和歌山県告示第990号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2808	那賀郡貴志川町大字北山字北谷 654番1の一部、 654番2の一部、 655番1の一部、 655番2の一部、 水路	和歌山市出水8番地の8 株式会社 大恵住宅 代表取締役 金谷勇仁	平成17.6.10	6.00	45.80

和歌山県告示第991号

昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年6月21日

和歌山県知事 木村良樹

表売りさばき所の欄中「西牟婁郡申本町」を「東牟婁郡申本町」に改める。

正 誤

正 誤

平成17年6月7日付け和歌山県報第1663号和歌山県告示第9

44号中

ページ	段	行目	誤	正
4	右	下から3	3873の3	3873の2